

## 他者領域への言及- 3つのアプローチの統合をめざして-

岡本 真一郎\*<sup>1)</sup>

### 要旨

日本語においては、他者の領域を直接的に表現するのに制約があることが指摘されてきた。本稿ではこの問題に関する3つのアプローチ（他者内心の人称制限理論、情報のなわ張り理論、聞き手の私的領域理論）を概括する。3理論間の類似性や相違を分析した上で、これらを統合していくための視点として何があるかを検討する。

キーワード：他者領域 他者内心の人称制限理論 情報のなわ張り理論 聞き手の私的領域理論 語用論

### I. はじめに

日本語では、他者の領域や内心について言及するのに制約があることは、多くの研究者によって指摘されてきた。これについては、「他者内心の人称制限の理論」「情報のなわ張り理論」「聞き手の私的領域理論」という3つの研究の流れがある。そして互いの関連性への言及は時々なされているものの、これらを統一的に体系化していこうという試みは知らない。本稿ではそうした統一化の足がかりを得るために、3つの流れを概括し、その共通点、相違点を明確にした上で、今後どんな方向性が可能かを考察したい。

### II. 3つのアプローチの基本的枠組み

まず、3つの研究の流れの基本的枠組みについて整理しておく。

#### 1. 他者内心の人称制限の理論

他者内心の人称制限の理論(以下、「人称制限(理論)」と略記)は、3つのアプローチの中で最も多くの研究者が取り上げてきたものである(寺村,1982; 益岡, 1992,1997; 東,1997)。具体的には、

1. 私は寒い(よ)。
2. 私は嬉しい(よ)。
3. 私はビールが飲みたい(よ)。

のように一人称で自身の感覚、感情、欲求等の内心を直接的に言及することは自然だが、二人称や三人称で、

4. ??{あなたは/山田君は} 寒いね。
5. ??{あなたは/山田君は} 嬉しいね。
6. ??{あなたは/山田君は} ビールが飲みたいね。

のように表現するのは不自然で、

7. {あなたは/山田君は} 寒い {んだ/ようだ/そうだ} ね。
8. {あなたは/山田君は} 嬉しいんだ {んだ/ようだ/そうだ} ね。
9. {あなたは/山田君は} ビールが飲みたいんだ {んだ/ようだ/そうだ} ね。

のようにノダ文や推量、伝聞の助動詞を伴わなければならない、というものである。

#### 2. 情報のなわ張り理論

情報のなわ張り理論は(「なわ張り(理論)」)、神尾

\*1) 愛知学院大学心身科学部心理学科  
(連絡先) 愛知学院大学心身科学部 E-mail: okamoto@dpc.agu.ac.jp

(1990)によって提唱された。その後、神尾自身(2002)や、金水(1991)、Muraki & Koizumi(1989)、岡本

		話し手なわ張り	
		内	外
聞き手 なわ張り	内	直接形+ネ	間接形+ネ
	外	直接形	間接形

図1 情報のなわ張りと言末表現(神尾,1990に基づく)

(2012)によって修正案が示されている。

神尾(1990)は、話し手、聞き手それぞれに関して、内心のほか、履歴・予定、専門領域、出身地、身内などに関する情報かそうではないかによって、情報が「なわ張り」の「内」にあるか「外」にあるかを考えることができるとした。そしてそれによって文末の形式が図のように使い分けられるとした。

重要なのは、これは話し手がその情報について、確実な知識を有するかどうかとは別の問題だということである。そこでたとえば、「A氏の出席すべき打ち合わせが3時から始まる」という予定をA氏が担当者から知らされ、そこに会議には関係のないB氏がいたとすると、この情報はA氏にとってはなわ張りの内、B氏にとってはなわ張りの外となる。そこでA氏は打ち合わせに関して、

10. 私は3時から打ち合わせがあります。

のように言い切れるのに(神尾は「直接形」とする。なお、ノダ文も直接形である)、B氏は、

11. Bさんは3時から打ち合わせがある【よう／みたい／そう】ですね。

のように、推量や伝聞の助動詞とした上で(間接形)、終助詞ネを付する必要がある。(神尾, 1990: pp. 13-15).

しかし、神尾の議論にはいくつかの問題点が存在するため(Muraki & Koizumi, 1989; 岡本, 2012)、岡本(2012)は、なわ張り概念を修正し、それを話し手、聞き手の「関与権限」の程度と捉え直し、ネに関しては加藤(2001)の情報の「排他的管理」の考え方も取り入れて次のように主張した。

①直接形、間接形の使い分けについては、話し手が

情報を確実に所持していると認知している程度による使い分けに加えて、関与権限の影響がある。(図2)

①-1. 話し手より聞き手の関与権限が高いときには、間接形の使用傾向が高まる。

①-2. 聞き手より話し手の関与権限が高いときには、直接形の使用傾向が高まる。

②ネは、情報の排他的管理の姿勢を示す。そこでは関与権限の高低に加えて、話し手が情報を共有しているか否かも問題になる。(図3)そして、

②-1. 話し手の関与権限が聞き手と同等以下の場合、ほとんどの場合にネが使用できる。とくに聞き手と共有が明らかな情報は、情報の排他的管理が不可能なのでネを使用しないと不自然である。

②-2. 話し手の関与権限が聞き手を上回る場合は、どの状況でも情報の排他的管理が可能なので、ネは使用しなくてもよい。とくに、独占を明らかな情報は、排他的管理が当然になるので、ネの使用は不自然になる。

これは、話し手が情報を確実に認識しているかや、聞き手の認識状態をどう捉えているかによってなされるはずの直接形・間接形、ネの不使用・使用の使い分けを、話し手の関与権限が聞き手より低いときには対人配慮のために利用している、という考え方である。

以下では「なわ張り理論」として言及するものは、この修正案を念頭に置いている。

### 3. 聞き手の私的領域理論

鈴木(1989)によって提唱された。丁寧体で待遇すべき聞き手に関してのみ生ずる、表現の制約である(以下、「私的領域(理論)」)。聞き手の欲求・願望、感情・心理・感覚、意思決定、能力・行為の実現可能性に関して尋ねる場合は、

12.? (先生は)何をなさりたいですか?

13.? (先生は)寂しいですか?

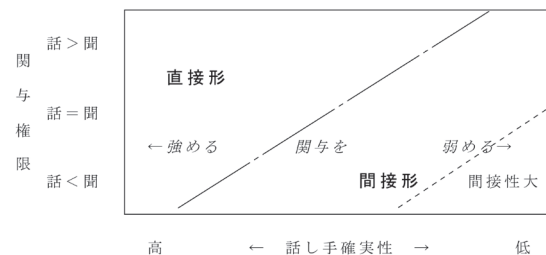


図2 関与権限と確実性による直接形、間接形の使い分け(岡本, 2013)

	S>L	S≤L
$\boxed{S} > \boxed{L}$	任意 (一部不自然)	任意
$\boxed{S} = \boxed{L}$	任意	必須
$\boxed{S} < \boxed{L}$	必須	必須

図3 関与度と確実性によるネの使い分け  
(岡本, 2013)

14. ? (先生は) 明日は何をしようと思っていますか?

15. ? (先生は) 中国語をおできになりますか?

のように言うのはぶしつけであるとする。

ただし、普通体で待遇する場合にはこの制約は生じないとされる。

鈴木はこの議論はユニークであるが、他の内心制約の議論を論ずる際に圍繞されることはあっても、これを発展させたり修正した議論は知らない。

なお、鈴木議論のうち能力に関わる部分(16)は、内心の問題とは区別して論ずべきと考えるので、本稿の考察の対象外とする。

### III 3つのアプローチの共通点と相違点

#### 1. 共通点

これら3つの枠組みの共通点は、当然ながらそれらがすべて、何らかの意味で他者の領域にダイレクトに言及することを回避する、という手法という点である。典型的配慮の方法は、その領域に侵入していないかのように見せかける表現を用いることであり、それによって配慮のために話し手の関与を低めていると見なせる。その際の言語的手段として、いずれも主として述部の弱め、ぼかし(間接形等)が採用される。

3つのアプローチにこのような共通点が存在する背後には、何らかの共通の機制が存在することが当然推測される。

#### 2. 相違点

しかし、各アプローチが扱っている問題には、互いの相違点も存在する。それぞれのアプローチの、他のアプローチとは異なる点を述べる。(←→はその点で相違するアプローチを指す。

##### 【他者内心の人称制限の理論】

二人称、三人称を扱う。(←→他の2理論)

普通体、丁寧体両方に関わる現象である。(←→私的領域)

断定を扱う。(←→私的領域)

直接形が制約されるが、ノダ文は可能である(他の2理論)

制約回避のためには外から描写した形式(間接形、ノダ文、タガル文)が用いられる。(←→他の2理論)

他者が「知っている情報」に限られる。(←→なわ張り)

内心が問題になる。(←→なわ張り)

違反は、非文法的ニュアンスとなる(それだけ制約が厳しい)(←→他の2理論)

言及対象への配慮を扱う。二人称ではこれが聞き手への配慮ともなるが、それだけに動機づけられているとは考えにくい、すなわち素材敬語的である。(←→私的領域)

##### 【情報のなわ張り理論】

言明の人称には関わらない。(←→私的領域)

普通体、丁寧体両方に関わる現象である。(←→私的領域)

断定が基本である。(←→私的領域)ただし、前置き、名詞句や行動指示や行動評価にも拡張されている(岡本, 2012,)。(←→他の2理論)

断定に関しては直接形(ノダ文を含む)が制約される

制約回避のための言語形式は、伝聞・推測の形式(間接形)、前置きの付加など幅広い。(←→他の2理論)

内心よりも広い領域が問題になる。(←→他の2理論)

聞き手が「知らない情報」も扱える。(←→他の2理論)

違反は、非文法的というより impolite なニュアンスとなる。(←→人称制限)

話し手と聞き手の関与権限の比較から生ずるであり、少なくとも理論としては第三者の関与権限との比較は行っていない。(←→人称制限)

##### 【聞き手の私的領域の理論】

二人称に限られる。(←→他の2理論)

丁寧体のみ現象である。(←→他の2理論)

質問を扱う。(質問以外も当然制約されるが)(他の2理論)

形式的に内心に入り込む表現が制約される。(間接形でも制約される)(他の2理論)

制約の回避のためには、内心に入り込まない描写が必要(単なる間接形は不可)(他の2理論)

「知らない情報」が主体。(←→なわ張り)  
 違反は、非文法的というより impolite なニュアンスとなる。(←→人称制限)  
 内心が問題になる。(←→なわ張り)  
 対者敬語的である。(←→他の2理論)  
 (WH 疑問文や他の形式にも当てはまりうる。拡張は可能)  
 違反は、非文法的というより impolite なニュアンスとなる。(←→人称制限)

#### IV 統合への視点

これらの3つのアプローチには、全く独自の点もあるが、2つが共通していて他と異なるという部分も多い。その場合、常に同一の2つの理論が共通して他の一つと異なるというのではなく、内容によって人称制限・なわ張り、なわ張り・私的領域、人称制限・私的領域の2つずつが共通し合うという場合もある。

こうしたことから、全体を統合することが可能であると考えられる。

たとえば、制約に対する違反はどのようなニュアンスをもたらすか、という点について考えてみよう。

16. ?会議は3時からですね。(なわ張り)

17(=12). ?(先生は)何をなさりたいですか。(私的領域)

のような言い方である。これらは直感的に見ても「失礼」という感じはするが「非文法的」といったニュアンスではないだろう。両理論の提唱者の見解もそのようであると思われる。制約に違反することが非文になるという見方はしていないように思われる。

神尾(1990:81-83)は、「なわ張り理論の全体的な論理構成」として諸項目を挙げる中に、

j. 「状況の許す限り、直接形を避けよ」

を示し、

Brown and Levinson (1978/87) に述べられている丁寧さのストラテジーなどは、j に類似した原理とみなすことが出来よう。

と論じている。また、鈴木(1989: 65)も、

高いスタイルを用いて話さなければならないような間柄である場合には、「聞き手の私的領域」に配慮しなければ、丁寧さという点では不適切となる。

と述べる。

これに対して、

18(=4). ?? {あなたは/山田君は} 寒いね。

19(=5). ?? {あなたは/山田君は} 嬉しいね。

20(=6). ?? {あなたは/山田君は} ビールが飲みたいね。

のような人称制限の制約は、認識論的な観点から生じる問題で、違反すれば非文というニュアンスが強いように思われる。

ただ、後者に関しても聞き手と共感するような状況では、

21. お孫さんが生まれてほんとに嬉しいね。

のような言い方は可能である(岡本, 2014)。共感すること自体が当該他者への配慮となるので制約が薄れるとすれば、この制約もポライトネスの観点から対処可能な部分があるとも考えられる。

#### V おわりに

日本語において、他者の領域に侵入することがらを直接的に表現することが回避される現象について、3つのアプローチを紹介し、その共通点、相違点と統合のための視点を論じてきた。この現象は最近比較的議論されない傾向があるように見受けられるが、日本語の特徴の一つでもあり、語用論、日本語教育、さらには言語心理学的な観点からも注目に値する現象と考える。今後さらに検討を重ねていく必要があるだろう。

#### 引用文献

Brown, P. & Levinson, S.C. (1978). Universals in language usage: Politeness phenomena. In E.N. Goody (ed.) *Questions and politeness: Strategies in social interaction*. Cambridge: Cambridge University Press. pp.56-311

Brown, P. & Levinson, S.C. (1987). *Politeness: Some universals in language usage*. Cambridge: Cambridge University Press.

- 東弘子 (1997). 現代日本語における感情形容詞文をめぐる統語現象-感情主の人称の制約現象を中心に- 名古屋大学博士学位論文
- 神尾昭雄 (1990). 情報のなわ張り理論 大修館書店
- 神尾昭雄 (2002). 続:情報のなわ張り理論 大修館書店
- 加藤重広 (2001). 文末助詞「ね」「よ」の談話構成機能 富山大学人文学部紀要 35, 31-48.
- 金水敏 (1989). 「報告」についての覚書 仁田義雄・益岡隆志 (編) 日本語のモダリティ くろしお出版 pp.121-129.
- 益岡隆志 (1992). 表現の主観性と視点 日本語学 11 (9), 28-34
- 益岡隆志 (1997). 表現の主観性 田窪行則 (編) 視点と言語行動くろしお出版 pp.1-11.
- 南不二男 (2002). 談話の性格と人称制限 近代語研究 11集 武蔵野書院 pp.457-471.
- Muraki, M. & Koizumi, M. (1989). Territorial relations and Japanese final particles *ne* Report Theoretical and Empirical Studies of the Properties of Japanese in terms of Linguistic Universals. Mombusho-Grant for specially Promoted Project Research (1) No.6006001
- 岡本真一郎 (2012). 関与権限と言語表現-「情報のなわ張り理論」の修正と拡張- 日本語文法 12 (1), 37-53.
- 岡本真一郎 (2013). 関与権限と言語表現-議論の発展とリスク・コミュニケーションへの応用 愛知学院大学心身科学研究所紀要 心身科学 5, 1-6.
- 岡本真一郎 (2014). 他者内心表現における人称制限の解除 日本語文法 14 (2), 67-83.
- 大江三郎 (1975). 日英語の比較研究 南雲堂
- 寺村秀夫 (1982). 日本語のシンタクスと意味 I くろしお出版
- 鈴木睦 (1989). 聞き手の私的領域と丁寧表現-日本語の丁寧さは如何にして成り立つか- 日本語学 8 (2), 58-67.

(平成29年12月26日受理)

## Expressions of another person's territory: For the integration of three approaches

Shinichiro OKAMOTO

### **Abstract**

In the Japanese language, it has been pointed that some restrictions exist in directly expressing another person's territory. In this paper, three approaches to this issue – the theory on person restriction of inner mind, the theory of information territory, and the theory of a hearer's private domain – are reviewed and compared. The similarities and differences of these approaches are analyzed. Finally, some viewpoints to integrate them are discussed.

Key words: another person's territory, the person restriction of inner mind, the theory of territory of information, the theory of a hearer's private domain, pragmatics